

## 中野市事後審査型一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する事業において、事後審査型一般競争入札を実施することについて、中野市財務規則（平成17年中野市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「事後審査型一般競争入札」とは、一般競争入札において、開札後に入札参加資格要件の確認審査を行い、落札を決定する方式の入札をいう。

(対象入札)

第3条 事後審査型一般競争入札の対象とする競争入札（以下「対象入札」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める予定価格以上の事業のうち、中野市における建設工事等に係る業者選定に関する規程（平成17年中野市訓令第27号）第1条に規定する中野市建設工事等業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が指定したものとする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(入札参加資格)

第4条 事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、入札公告日から落札決定日までの間に次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 中野市建設工事等に係る契約に関する規則（平成17年中野市規則第44号）第8条の規定による建設工事入札参加資格者名簿に登録された者又は中野市における製造の請負、物品の買入れその他の契約に関する規則（平成17年中野市規則第43号）第3条の規定による物品等競争入札参加資格者名簿に登録された者（以下「入札参加有資格者」という。）であること。ただし、選定委員会

が認めるときは、この限りではない。

- (3) 中野市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程（平成 17 年中野市訓令第 28 号）又は物品の買入れその他の契約に関する規則（平成 17 年中野市規則第 43 号）第 8 条の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

2 対象入札の資格要件項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建設工事入札参加資格者名簿に登載されている工事種別又は物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている営業種目（以下「登録種別」という。）
- (2) 経営事項審査総合評定値
- (3) 許可・認可等
- (4) 配置技術者
- (5) 地域要件
- (6) 施工実績
- (7) その他市長が必要と認める事項

3 前項に規定する資格要件項目に係る内容は、対象入札の種類に応じ、その都度、選定委員会が決定するものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、事後審査型一般競争入札に参加することができない。

- (1) 対象入札に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資金面及び人事面において関連がある者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 経営状態が不健全であると認められる者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、同一の事後審査型一般競争入札に参加することができない。

- (1) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する親会社と子会社又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者
- (2) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている者  
(公告)

第 5 条 事後審査型一般競争入札を実施するときは、規則第 104 条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を併せて公告するものとする。

- (1) 事後審査型一般競争入札参加申請書の提出に関する事項
- (2) 設計図書等に関する質問及び回答に関する事項
- (3) 第 11 条に規定する入札参加資格の確認に必要な書類に関する事項
- (4) 落札者の決定方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、対象入札ごとに必要な事項  
(設計図書等)

第 6 条 設計図書等は、原則として中野市公式ホームページへ掲載するものとし、必要に応じ、対象入札を発注する課等（以下「発注課等」という。）へ備え付け、閲覧の用に供し、又は配布するものとする。

2 設計図書等に関する質問の提出方法は、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、発注課等において受け付けるものとする。

3 発注課等は、質問の提出があったときは、質問内容及び回答を中野市公式ホームページに掲載するとともに、質問をした者に対し、ファクシミリ又は電子メールにより回答するものとする。

(入札参加申請)

第 7 条 事後審査型一般競争入札に参加を希望する者は、事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第 1 号。以下「参加申請書」という。）を、指定した日時までに市長へ提出しなければならない。

2 参加申請書の提出方法は、指定した受付場所への持参又は書留（簡易書留を含む。）、配達証明等による確実に送達される郵便（次条において「特別郵便」という。）によるものとする。

(入札の方法)

第 8 条 参加申請書を提出した者（第 15 条において「入札参加申請者」という。）は、入札に参加しようとするときは、別に定める入札書及び工事費内訳書（第 5 条に規定する入札の公告において提出を求めた時に限る。以下同じ。）を、指定した日時までに入札の場所へ提出しなければならない。

2 入札書及び工事費内訳書は、特別郵便により提出することができる。

3 前項に規定する特別郵便により提出する場合は、二重封筒によるものとし、中封筒に入札書及び工事費内訳書を封入し、外封筒に入札書及び工事費内訳書を同封した中封筒を封入し、外封筒の表面に入札日、入札の件名及び入札参加

申請者名を明記しなければならない。

(入札書の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 参加資格のない者のした入札書
- (2) 同一人がした2以上の入札書
- (3) 入札者が協定をしてした入札書
- (4) 金額その他記載事項が明らかでない入札書（金額を訂正し、訂正印のない入札書及び記名、押印がない入札書等）
- (5) 委任状を持参しない代理人が入札した入札書
- (6) 同一案件の入札について他人の代理人を兼ねた者、又は2人以上の代理をした者のした入札書
- (7) 公告に示す日時に到達しなかった入札書
- (8) 入札時に工事費内訳書の提出を求めた対象入札において、工事費内訳書を提出しなかった者のした入札書
- (9) 提出された工事費内訳書と入札金額が一致しない入札書（1万円未満の誤差の場合を除く。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、規則、第5条の規定による公告、別に定める入札の心得等に規定する入札に関する条件に違反した入札書

(落札候補者の決定)

第10条 入札事務を執行する総務部長（以下単に「総務部長」という。）は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格（最低制限価格設定案件の場合、最低制限価格に達しない価格を除く。以下同じ。）で最も低い価格を提示した者を落札候補者と決定し、落札を保留するものとする。この場合において、同額を提示した者が複数ある時は、直ちに当該入札をした入札参加申請者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。

2 総務部長は、落札候補者を決定したときは、直ちにその旨を当該落札候補者へ通知するものとする。

(確認書類の提出等)

第11条 落札候補者は、前条第2項の通知を受けた日の翌日から起算して2日（中野市の休日を定める条例（平成17年中野市条例第2号）第1条第1項に

規定する休日（以下「閉庁日」という。）を除く。）以内に、次に掲げる入札参加資格確認書類（以下「確認書類」という。）を提出しなければならない。

- (1) 事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第2号）
- (2) 施工実績調書（様式第3号）
- (3) 配置技術者調書（様式第4号）
- (4) 落札候補者の事務所が所在する市町村民税納税証明書の原本又は写し（発行日から3月以内のものに限る。）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 落札候補者が前項に規定する提出期限内に確認書類を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は、無効とする。

（確認書類の審査、落札者の決定等）

第12条 総務部長は、落札候補者から提出のあった確認書類を審査し、入札参加資格要件を満たしていると認めるときは、当該落札候補者を落札者として決定するものとする。

2 落札者の決定は、原則として確認書類を受領した日の翌日から起算して3日（閉庁日を除く。）以内に行うものとする。

3 総務部長は、落札者を決定したときは、直ちにその旨を当該落札候補者へ通知するものとする。

（落札候補者の再決定）

第13条 総務部長は、第11条第2項の規定により落札候補者の行った入札が無効となったとき又は次条第1項の規定により落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないと認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で次に低い価格を提示した者（第10条第1項後段の規定により落札候補者とならなかった者を含む。）を、落札候補者と再度決定するものとする。

2 落札候補者を再度決定してもなお同じときは、また同様とする。

3 低入札価格調査制度の対象となる入札において、低入札価格調査対象となった入札の場合は、第12条第1項前段の審査のほかに、中野市建設工事に係る低入札価格審査会設置要領（平成19年施行）に基づき、低入札価格審査を実施した上で落札者を決定するものとする。

4 第1項及び第2項の手続については、第10条第1項後段、同条第2項、前

条及び次条の規定を準用する。

(入札参加資格審査結果通知及び説明)

第 14 条 総務部長は、第 12 条第 1 項の規定により確認書類を審査した結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないと認めるときは、入札参加資格審査結果通知書(様式第 5 号)により当該落札候補者へ通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して 2 日(閉庁日を除く。)以内に、市長に対して書面により理由の説明を求めることができる。

3 市長は、前項の規定による説明の要求があったときは、原則として書面を受理した日の翌日から起算して 5 日(閉庁日を除く。)以内に書面により回答するものとする。

(入札の中止)

第 15 条 総務部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札を中止するものとする。

- (1) 入札参加申請者がいなかったとき。
- (2) 公正かつ公平な入札が確保されないと判断したとき。
- (3) その他入札を中止すべきと判断したとき。

2 前項の規定により入札を中止したときは、中野市公式ホームページに掲載するとともに、その旨を当該入札の入札参加申請者へ通知するものとする。

(参加申請書等についての説明等)

第 16 条 市長は、参加申請書、確認書類及びその他資料(以下「申請書等」という。)について必要があると認めるときは、入札参加申請者又は落札候補者に対し説明を求めることができる。

2 参加申請書、確認書類及びその他資料の作成に要する費用は、入札参加申請者又は落札候補者の負担とし、提出されたそれらの書類は返却しない。

3 市長は、前項に規定する書類を取り扱う事務の目的以外の目的のために内部において利用し、又は外部に提供してはならない。

(補則)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、事後審査型一般競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に開催する入札から適用する。

附 則

この要領は、平成24年 4 月 1 日から施行し、平成24年 4 月 1 日以降に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に入札公告する入札から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

事後審査型一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

中野市長

様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
担当者氏名  
連絡先 TEL

印

中野市が執行する下記の事後審査型一般競争入札に参加したいので申請します。

記

1 参加を希望する事後審査型一般競争入札

事業名	
事業個所	

※ 開札後、落札候補者は入札参加資格確認書等公告に示す資格確認書類を提出して下さい。



事後審査型一般競争入札参加資格確認書

令和 年 月 日

中野市長

様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

担当者氏名

連絡先 TEL

FAX

下記事業の事後審査型一般競争入札に関して、確認書類を添えて、入札参加資格確認の申請をいたします。

なお、本確認書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

1 事業名等

事業名	
事業箇所	

2 現場代理人及び配置技術者 ※工事の場合

現場代理人	
配置技術者	<input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者

3 添付書類（提出書類に✓をしてください。）

【工事】

- ① 実績調書（様式第3号）
- ② 配置技術者調書（様式第4号）
- ③ 市税納税証明書（写し可）※発行日から3か月以内のものに限る
- ④ 経営事項審査結果通知書（写し可）
- ⑤ 登録証明書又は登録通知書（写し可）
- ⑥ 登記事項証明書（法人）又は身分証明書（個人）（写し可）

【業務委託・物品購入・その他】

- ⑦ 実績調書（様式第3号）
- ⑧ 市税納税証明書（写し可）※発行日から3か月以内のものに限る
- ⑨ 登録証明書又は登録通知書（写し可）
- ⑩ 登記事項証明書（法人）又は身分証明書（個人）（写し可）

※ ①②及び⑦は、入札要件で定めた場合に限る

※ ④⑤⑥及び⑨⑩は、中野市入札参加資格者名簿登録者については省略

※ 納税証明書で、発行日以降の市税完納が確認できる場合は、同一の写しでも可

実 績 調 書

令和 年 月 日

中野市長

様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

事業名	① ②
事業個所	① ②
事業種別	① ②
内 容	① ②
契約期間	① 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ② 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
契約金額	① 円 ② 円
発注者	① ②
受注形態	① 単体 共同企業体 ② 単体 共同企業体

- ※1 公告に示す「入札に参加できる者の資格要件」に該当する実績を記入すること。
- ※2 内容は、入札参加条件としての実績を確認できるよう具体的に記入すること。
- ※3 契約書の写しを添付すること。

様式第4号（第11条関係）

配 置 技 術 者 調 書

令和 年 月 日

中野市長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

中野市が発注する建設工事現場における配置技術者は下記のとおりです。

工 事 名		
現場代理人	氏名	(生年月日： 年 月 日)
	雇用の状況	年 月 日から
配置技術者	区分	<input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者
	氏名	(生年月日： 年 月 日)
	雇用の状況	年 月 日から
	最終学歴	校 学科 年卒業

- ※1 雇用関係が確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。
- ※2 法令に基づく資格・免許等は、それを証する書類の写しを添付すること。

第 号  
年 月 日

様

中野市長

入札参加資格審査結果通知書

令和 年 月 日付で提出のあった事後審査型一般競争入札参加資格確認書等を審査した結果、下記の理由により入札参加資格がないと認められたので、あなたの行った入札は無効とします。

記

事業名	
事業個所	
入札日	年 月 日
入札参加資格がないと認められた理由	

※競争入札参加資格がないと認められた理由の説明を求める場合は、令和 年 月 日までに書面により市長（総務部財政課）へ提出してください。